

協議事項第 1

ひたちなか市子ども・子育て審議会における会長及び副会長の互選について

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり会長及び副会長を互選する。

会 長 ..... 委員

副会長 ..... 委員

【参 考】ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（抜粋）  
（会長及び副会長）

第 5 条 審議会等に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会等の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。